

警察による主な被害者支援施策

1 被害者の手引

刑事手続がどう進められていくのか、どのような支援を受けられるのかなど、被害者が必要とする情報をパンフレットにまとめています。

2 被害者が希望する性別の警察官による対応

性犯罪被害の場合、希望する性別の警察官が事情聴取などを行います。

3 被害者支援要員

支援を担当する警察官が事件発生直後から付添いなどの支援を行います。

4 被害者連絡制度

捜査の進み具合や加害者を逮捕したかなどを警察官が連絡します。

5 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により亡くなられた方の遺族や障害が残った方、重大な傷病を受けた方に対し、一定の場合に、国から給付金をお支払いします。

6 診断書料・初診料等の負担軽減

犯罪でけがをした方の診断書料等のほか、性犯罪被害の場合の初診料、緊急避妊等の費用もお支払いします。※

7 遺体搬送の負担軽減

犯罪行為により亡くなられた方を司法解剖した場合、ご遺体を県立医科大学から自宅等まで搬送する費用をお支払いします。※

8 専門知識のある警察職員のカウンセリング

精神的被害を受けたとき、カウンセリングを受けることができます。

※ 被害の状況によっては、適用されない場合があります。



公益社団法人 ふくしま被害者支援センター

ふくしま被害者支援センターは、被害者、その家族及び遺族に対して、研修を受けた被害者支援員が各種支援活動を無料で行う民間のボランティア団体です。

(主な活動) ・電話・面接相談、カウンセリング
・病院、警察署等への付添い
・各種給付等の申請補助

(相談電話) 024-533-9600 月～金 / 9時～17時
(性暴力被害相談電話) 024-533-3940 『SACRA ホットライン』
月～金 / 9時～17時

(事務所) 〒960-8002 福島市森合町14-6 令和福島ビル 2階
詳しい活動は、ホームページをご覧ください。(http://www.vsc-fukushima.net)

※ 相談や支援活動は秘密を厳守し、無料で行っております。



被害者に優しいふくしまの風運動



被害者に優しいふくしまの風運動

- 犯罪や交通事故の被害とは、どのようなものなのでしょうか。
 - 被害にあわれた方々やご家族は、どんな気持ちでいるのでしょうか。
- 福島県警では、このことを多くのみなさんに伝えることで、被害者支援への理解を広め、その取組みを促進する活動を行っています。

※ このリーフレットでは、犯罪や交通事故にあわれた方々・そのご家族を「被害者」と呼んでいます。

被害者に優しい人づくり事業

各地域の中学校などで、「命の大切さを学ぶ授業」と題して被害者のご遺族等による講演を行います。

被害者に優しい地域づくり事業

各警察署の防犯教室や交通安全教室などで、被害者の手記朗読などを行います。

福島県警察
公益社団法人 ふくしま被害者支援センター